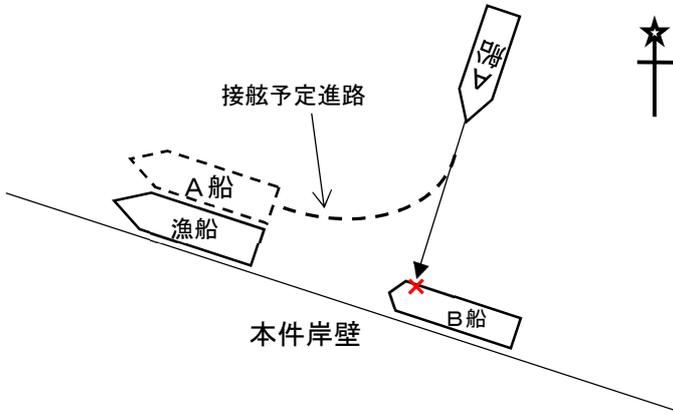


船舶事故調査報告書

令和6年12月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年8月3日 16時45分ごろ
発生場所	静岡県南伊豆町妻良漁港 妻良港南防波堤灯台から真方位114°650m付近 （概位 北緯34°39.6′ 東経138°47.3′）
事故の概要	漁船 ^{みやび} 雅丸は、入港中、また、プレジャーヨット ジュン ブライドは、無人の状態に岸壁に係留中、雅丸がジュン ブライドに衝突した。 雅丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、ジュン ブライドは、右舷船首部外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	令和5年8月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 雅丸、9.1トン SO2-5435（漁船登録番号）、個人所有 11.95m (Lr) × 3.55m × 1.30m、FRP ディーゼル機関、250.1kW、昭和63年7月15日 第241-20801号（船舶検査済票の番号） B プレジャーヨット ジュン ブライド、5.3トン 235-37554静岡、個人所有 9.33m (Lr) × 3.31m × 1.46m、FRP ディーゼル機関、17.65kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成27年10月20日 免許証交付日 令和2年10月19日 （令和7年10月19日まで有効） B 船長B 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月12日 免許証交付日 平成31年1月31日 （令和6年10月11日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口及び亀裂（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、台風の接近に伴う避難の目的で、妻良漁港に向かった。</p> <p>A 船は、妻良漁港に入港中の令和 5 年 8 月 3 日 16 時 45 分ごろ、右転して、同漁港の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けしている漁船の右舷側に接舷しようとしたものの、そのまま直進し、無人の状態に係留中の B 船の右舷船首部に A 船の船首部が衝突した。</p> <p>B 船は、本件岸壁に左舷着けとして無人の状態に係留していたところ、A 船が右舷船首部に衝突した。（図 1、写真 1、写真 2 参照）</p>
	 <p>図 1 事故発生概略図</p>
	 <p>写真 1 A 船の損傷状況（船首部）</p>  <p>写真 2 B 船の損傷状況（右舷船首部）</p>
	（付図 1 事故発生場所概略図 参照）
その他の事項	<p>船長 A が所属する漁業協同組合の担当者は、船長 A から、A 船を本件岸壁に左舷着けしている漁船の右舷側に左舷着けしようと操船中、防波堤を通過して本件岸壁まで 100 m 付近で機関のクラッチの切替えができなくなり、減速できずに直進し、本件岸壁に係留中の B 船に衝突したとの説明を受けた。</p> <p>A 船の機関整備会社担当者は、本事故後、船長 A から修理の依頼を</p>

	<p>受けてA船の機関を点検し、クラッチ自体に異状はなかったものの、操縦レバーからクラッチに至る、クラッチを切り替える信号の伝達装置に不具合が生じた可能性は考えられるが、同不具合に再現性がなく、同不具合が生じた状況を特定することはできなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B なし A 不明、B なし A 不明、B なし</p> <p>A船は、妻良漁港において、船長Aが本件岸壁に左舷着けしている漁船に接舷しようとして操船中、本件岸壁に係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、本件岸壁まで100m付近で、操縦レバーからクラッチに至る、クラッチを切り替える信号の伝達装置に不具合が生じ、機関のクラッチの切替えができなくなり、減速できずに直進した可能性があると考えられるが、同不具合に再現性がなく、機関のクラッチの切替えができなくなった事実を認めることができなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、本件岸壁に左舷着けとして無人の状態に係留中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、妻良漁港において、船長Aが本件岸壁に左舷着けしている漁船に接舷しようとして操船中、A船が本件岸壁に無人の状態に係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発航前点検及び機関整備業者等による定期的な点検整備を励行すること。 ・ 船長は、入港前の後進のクラッチテストを習慣的に実施すること。 ・ 船長は、着岸する際、岸壁等の直前で回頭することは避け、岸壁等との安全な進入角度を取って徐々に減速しながら接近すること。

付図1 事故発生場所概略図

